

【ボランティア活動要領】

H30.3.31 廃止

- ・ 現場での啓発活動は、原則、ボランティアチームと主催部署が実施する。
事前の調整・支援（部署からの要請調整、イベント情報の提供、具体的活動の調整等）は、事務局が実施する。
- ・ 原則2名以上の参加希望をもって、チームの活動とする。
その内の1名は、リーダー又はサブリーダー、若しくは10回以上の参加経験を有する会員の参加希望があることとする。
- ・ リーダー、若しくはサブリーダーについては、1名の参加希望でもチームの活動としてカウントする。
- ・ 体験活動の初回は、原則、三本部主催イベントからの参加とする。
（会員友人が同行参加の場合及び事務局がアattendする場合を除く。）
- ・ イベント当日の緊急連絡については、事務局が会員と部署との中継を行う。
（個人情報保護のため、会員個人の連絡先を部署に開示しない。）
- ・ 三本部が主催するイベントでは、チームとともに本部環境防災課（事務局）も現場での活動と支援を実施する。
- ・ 6月の「海洋環境保全推進月間」における部署主催のイベントにチームが参加する場合は、その効果を高めるため、可能な限り本部環境防災課（事務局）も現場での活動と支援を実施する。